**協力事業者見守り活動ガイドライン**

～善通寺市高齢者等見守り・SOSネットワーク「見守ってねっと」事業～

１　協力事業者による見守り活動とは

　　協力事業者が、**通常業務の中で**高齢者等の異変を感じた場合、市への通報をお願いするものです。

通報先（２４時間対応）

**善通寺市高齢者課　地域包括支援センター　☎０８７７－６３－６３６４**

２　通報の基準

1. 善通寺市への通報をお願いするのは、次のような状況等を発見した場合です。

①家庭の状況

・新聞や郵便物等が取り込まれず溜まっている。

・前回に配達した飲料・食材・弁当等が取り込まれず放置されている。

・約束の時間に訪問したが、応答がない。

②本人の様子

　・いつも同じ商品を多量に購入する。

　・支払いができない状況であることが理解できていない。

（２）協力事業者が、独自の安否確認を実施している場合は、取り組みの継続をお願いします。

1. 高齢者等が倒れているなど、特に緊急を要する場合は、消防署（１１９）、警察署（１１０）への通報を優先してください。

３　その他

（１）見守り活動実施中は、可能な範囲で、協力事業者の証であるマグネットシートの貼付をお願いします。

（２）通報していただいた協力事業者には、安否確認の結果を報告します。